

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

静岡市長 難波 喬司

市町村名 (市町村コード)	静岡市 (221007)
地域名 (地域内農業集落名)	藁科地区 (牧ヶ谷・産女・吉津・飯間・小瀬戸・西又・山崎新田・千代・慈悲尾・建穂・羽鳥第一・羽鳥第二・羽鳥第三・羽鳥第四上・羽鳥第四下・羽鳥第五上・羽鳥第五下・羽鳥第六・羽鳥第七・新聞一～四・谷津・大原・水見色・富厚里・奈良間・富沢・小布杉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 3月15日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

藁科地区においては、平坦な農地だけでなく山間部も河川や道沿いに位置する農地を中心に耕作されている。急傾斜地では乗用機械での作業ができないことから遊休農地化が進んでいる箇所も見受けられる。また、まとまった農地であっても耕作している箇所がまちまちであったり、一筆一筆が小さいため農地が点在している箇所もある。地区内の農業者は高齢化が進んでおり、担い手の数も限られているため、将来を見据えると新規就農者の確保や育成は喫緊の課題である。なお、地区全体として鳥獣による被害が多く発生している。
【地域の基礎データ】認定農業者:51経営体(個人48経営体、法人3経営体) 主な作物:茶、自然薯

(2) 地域における農業の将来の在り方

藁科地区で生産されている作物の生産基盤の維持を図るため、今後も農業上の利用が可能な農地を中心に地域の農業の担い手を地域の内外に限らず確保していく。また、担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、農業上の利用が図られる農地を中心に集積・集約を進める。一方、急傾斜地などで農業上の利用が困難な農地などは必要な保全管理を進める。
地域内で生産されている茶の生産も維持しながら、収益性の高い作物への転換も検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	336.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	336.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者(半農半X等)等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化と遊休農地の適切な管理のため、農作業委託を受ける者について地域内外で連携を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカ、サル等の獣害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、個体の発生を抑えるために遊休農地の適切な管理等を進める。
- ⑩効率化及び機械化を図るため、基盤整備事業の活用により農地や耕作道の整備を進める。

